

No. 1098 (2020. 5.14)

## 欧米主要国議会の会期制度【第2版】

はじめに

I アメリカ

II イギリス

III ドイツ

IV フランス

まとめ

キーワード：議会、国会、会期、議会期、休会、議案の継続

- アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの議会で会期制を採用しているのは、アメリカ、イギリス、フランスであり、ドイツは会期制を採用していない。
- アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの議会では、おおむね下院議員の任期を単位とする議会期（又は選挙期、立法期）があり、アメリカ、ドイツ及びフランス（下院のみ）では、法案等は議会期の間で継続する。
- イギリスでは、会期不継続の原則を採っているが、近年手続を整備し、法案の多くを占める公法案についても、議会期の間で1回に限り会期を超えて議案を継続できるようになっている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

政治議会課 やすだ たかこ  
安田 隆子

## はじめに

議会が活動能力を有する一定の期間を会期という<sup>1</sup>。会期と区別すべきものとして、議会期がある。これは、下院議員の任期を単位とする期間であり、総選挙から次の総選挙までの期間として選挙期、又は議案が継続する期間として立法期と呼ばれることもある<sup>2</sup>。

我が国は、日本国憲法第 52 条、第 53 条及び第 54 条でそれぞれ常会、臨時会、衆議院の解散による総選挙後の国会の召集（特別会）が定められていることから、会期制を採用している。

我が国では、常会の会期が 150 日と短いことや議案の会期不継続の原則<sup>3</sup>を採っていることにより、国会運営が審議日程をめぐる与野党対立を中心に展開されているという指摘がある<sup>4</sup>。従前から国会改革の検討課題として通年国会制や会期不継続の原則の緩和が国会内外で提案<sup>5</sup>されてきた。また、常会の長期間延長や臨時会の召集により審議日数を確保する一方で、野党からの臨時会召集決定要求（同法第 53 条後段）があっても臨時会が召集されないまま 1 月の常会召集となった事例も生じている<sup>6</sup>。

本稿では、我が国の会期制度を考える際の一助として、アメリカ、イギリス、ドイツ及びフランスの議会における会期制度について紹介する。

## I アメリカ

### 1 議会期

連邦議会は任期 2 年の下院と 2 年ごとに 3 分の 1 が改選される任期 6 年の上院から構成され、この 2 年間は基本的に同一の議員で組織される。この 2 年を 1 議会期（Congress）とし、奇数年の 1 月 3 日の正午に開始し、2 年後の 1 月 3 日の正午に終了する（憲法修正第 20 条第 1 節）<sup>7</sup>。1789 年の第 1 議会期から連番が付されており、現在は 2019 年から開始した第 116 議会期（2019～2021 年）である。議長を始めとする役職の選任も議会期を単位として行われる。

\* 本稿は、古賀豪・高澤美有紀「欧米主要国議会の会期制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』797 号、2013.8.2. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8243575\\_po\\_0797.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8243575_po_0797.pdf?contentNo=1)> の改訂版である。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は 2020 年 4 月 9 日である。

<sup>1</sup> 松澤浩一『議会議法』ぎょうせい、1987、p.307。我が国の会期制度の概要については、国会法規研究会「国会にかんする法規 9 第 2 編 本論 5 序章 国会の活動の概観 5」『時の法令』1491 号、1995.2.15、pp.81-90；金箱孝夫「会期制の意義と召集・議席」『議会政治研究』No.38、1996.6、pp.68-73；昭和 54 年 3 月衆議院事務局編『逐条国会法 第 1 巻』信山社、2010、pp.209-310；森本昭夫『逐条解説国会法・議院規則 国会法編』弘文堂、2019、pp.12-14 等を参照。

<sup>2</sup> 水木惣太郎『議院制度論』有信堂、1963、pp.384-385；大石眞『憲法秩序への展望』有斐閣、2008、pp.165-167。

<sup>3</sup> 会期中に議決に至らなかった案件は、後会に継続しない（国会法（昭和 22 年法律第 79 号）第 68 条）。

<sup>4</sup> 川人貞史「国会運営の比較政治的特徴」『法律時報』90 巻 5 号、2018.5、p.16；大山礼子『政治を再建する、いくつかの方法—政治制度から考える—』日本経済新聞出版社、2018、pp.85-87；飯尾潤『現代日本の政治 改訂版』放送大学教育振興会、2019、pp.88-90 等を参照。

<sup>5</sup> 会期制を含め、近年の国会改革は、桐原康栄・帖佐廉史「国会改革の経緯と論点（資料）」『レファレンス』774 号、2015.7、pp.59-80。<[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9450626\\_po\\_077403.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9450626_po_077403.pdf?contentNo=1)>

<sup>6</sup> 第 159 回国会、第 164 回国会、第 190 回国会の例がある。森本昭夫「会期制度の内実」『立法と調査』No.393、2017.10、pp.68-70；大山礼子「審議回避の手段となった衆議院解散権—2017 年解散総選挙と議会制民主主義—」『憲法研究』2 号、2018.5、pp.143-145。臨時会に代えて常会又は特別会を召集することができるのは、臨時会の召集要求から相当の期間内に、常会又は特別会の召集が予定される場合に限られると解すべきとされる。長谷部恭男編『注釈日本国憲法 3』有斐閣、2020、pp.661-662。（土井真一執筆）

<sup>7</sup> 憲法修正第 20 条第 2 節による修正の前は、12 月の第 1 月曜日に開会されていた（憲法第 1 条第 4 節第 2 項）。

## 2 会期

会期 (session) は議会が有効に活動し得る期間であるとされる。憲法修正第 20 条第 2 節は、連邦議会は毎年少なくとも 1 回集会すると定めており<sup>8</sup>、1 議会期は通常 2 つの会期 (1 会期は通常 1 年間) から成る<sup>9</sup>。それぞれの会期には連番が付される。また、同節は、別段の定めがない限り 1 月 3 日正午に開会されると定めているが、連邦議会は両院共同決議 (joint resolution)<sup>10</sup> によりしばしば 1 月中の別の日に開会する<sup>11</sup>。

閉会 (adjournment sine die) については、1946 年立法改革法 (Legislative Reorganization Act of 1946)<sup>12</sup> で、戦時を除き別段の定めがない限り毎年 7 月 31 日以前に閉会し、又は選挙が行われない年には 8 月第 1 金曜日からレイバー・デイ (9 月第 1 月曜日) の翌々日まで休会すると定められている (合衆国法典第 2 編第 198 条)。もっとも、近年は、選挙が行われる年であっても、7 月 31 日以前に閉会することはなく、同法で定められた閉会や休会の期日は、しばしば両院一致決議 (concurrent resolution)<sup>13</sup> により変更されている<sup>14</sup>。閉会は、近年は 11 月又は 12 月に、別の両院一致決議により行われる<sup>15</sup>。閉会の両院一致決議は、必要な場合に再招集する権限を下院議長及び上院多数党院内総務<sup>16</sup>に付与していることが多い<sup>17</sup>。

大統領は、非常の場合に両院又は一院を招集することができ (憲法第 2 条第 3 節)、これを臨時会 (extraordinary session) というが、近年の大統領はこの権限を行使していない<sup>18</sup>。また、大統領は閉会について両院の意思が一致しない場合には適当とみなす時期まで両院を休会させることができるが (同節)、この規定が適用された事例はない<sup>19</sup>。

このほか、大統領の職務遂行能力について、大統領と副大統領等とで見解の相違がある場合は、連邦議会がその当否を決定するとされ、連邦議会が閉会中のときは、この目的のために 48 時間以内に集会する (憲法修正第 25 条第 4 節)。

<sup>8</sup> イギリスにおいて、国王チャールズ 1 世 (Charles I) の下、1629 年から 11 年間議회가召集されなかった例に鑑み、毎年 1 回一定の時期に召集行為がなくとも議회가自動的に開かれることを規定した。塚本重頼・長内了『註解アメリカ憲法 全訂新版』酒井書店、1983、pp.36, 237; 中村英勝『イギリス議会史 新版』有斐閣、1977、p.65。

<sup>9</sup> これまで一番長い会期は第 76 議会期第 3 会期 (1940 年 1 月 3 日～1941 年 1 月 3 日) 及び第 110 議会第 2 会期 (2008 年 1 月 3 日～2009 年 1 月 3 日) の 367 日間であった。“Longest sessions of Congress,” *Congressional Quarterly’s Guide to Congress*, 7th ed., Washington, D.C.: CQ Press, 2013, p.1406; “List of all Sessions.” US House of Representatives: History, Art & Archives website <<https://history.house.gov/Institution/Session-Dates/All/>>; “Dates of Sessions of the Congress.” U.S. Senate website <<https://www.senate.gov/legislative/DatesofSessionofCongress.htm>>

<sup>10</sup> 両院通過後に大統領に送付され、署名されることにより法律としての効力を有する。

<sup>11</sup> Charles W. Johnson et al., *House Practice: A Guide to the Rules, Precedents, and Procedures of the House*, Washington, D.C.: G.P.O., 2017, p.155. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/GPO-HPRACTICE-115/pdf/GPO-HPRACTICE-115.pdf>>; “Dates of Sessions of the Congress,” *op.cit.*(9)

<sup>12</sup> 1970 年立法府改革法 (Legislative Reorganization Act of 1970) により改正され、現在に至っている。

<sup>13</sup> 成立に他の議院の賛成を要するが、大統領の署名を必要とせず、法律としての効力は有しない。

<sup>14</sup> Johnson et al., *op.cit.*(11), p.11.

<sup>15</sup> *ibid.* 閉会の日を指定する両院一致決議が存在しない場合には、1 月 3 日正午に自動的に閉会する (*idem*)。 “List of all Sessions,” *op.cit.*(9); “Dates of Sessions of the Congress,” *op.cit.*(9)

<sup>16</sup> 上院の多数党院内総務は、議会期ごとに多数党の議員総会で選出され、議事の進行等に最も強い影響力を及ぼす。

<sup>17</sup> Johnson et al., *op.cit.*(11), p.9. 1998 年のビル・クリントン (Bill Clinton) 大統領弾劾に関する審議の際は、閉会の両院一致決議に基づき、閉会中に下院議長により招集された (Thomas J. Wickham, *Constitution Jefferson’s Manual and Rules of the House of Representatives of the United States*, H. Doc No.115-177, Washington, D.C.: G.P.O., 2019, pp.[39]-[40]. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/HMAN-116/pdf/HMAN-116.pdf>>; *Congressional Quarterly’s Guide to Congress*, *op.cit.*(9), p.418.)。

<sup>18</sup> 過去には、条約の承認や閣僚の任命等のために上院のみを招集した例 (直近は 1933 年 3 月) や、緊急の立法等のため両院を招集した例 (直近は 1948 年 7 月) がある (*Congressional Quarterly’s Guide to Congress*, *ibid.*, pp.1421-1422.)。

<sup>19</sup> Congressional Research Service, *The Constitution of the United States of America: Analysis and Interpretation*, S. Doc No.112-9, Washington, D.C.: G.P.O., 2017, pp.599-600. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/GPO-CONAN-2017/pdf/GPO-CONAN-2017-9-3.pdf>>

### 3 休会

会期中、各議院は独自に活動を休止することができるが、他の議院の同意がなければ3日を超えて休会することはできない（憲法第1条第5節第4項）。3日を超えて休会するときは、両院一致決議により行う<sup>20</sup>。通常、3月又は4月の復活祭の休暇や2で述べた8月上旬から9月上旬にかけての夏季休暇の時期、国の祝日の前後数日間のほか、選挙が行われる年にはしばしば11月の選挙期日の1か月前から選挙期日の数日後又は数週間後までが休会となる<sup>21</sup>。

### 4 議案の継続

現在、法案は会期を超えて同じ議会期内で継続する（下院規則第11条第6項、上院規則第18条）。連邦議会創設時はイギリス議会に倣って会期不継続の原則を採用していた。しかし、1816年に両院合同の調査委員会によって法案の次会期への継続を勧告する報告書が出され、19世紀半ば頃に、同一議会期内において法案が会期を超えて継続する原則が確立した<sup>22</sup>。

他方、上院における大統領から送付された条約承認案件及び人事承認案件の取扱いは、法案とは異なる。条約承認案件については、大統領が撤回しない限り議会期を超えて上院が案件を保有する（上院規則第30条第2項）。上院に提出された人事承認案件については、議決で継続としない限り、会期末に大統領に返付される（上院規則第31条第6項）<sup>23</sup>。

### 5 閉会（休会）中における大統領による権限行使

議会の閉会（休会）中に大統領が行使し得る権限として、握りつぶし拒否権（pocket veto）及び閉会中任命（recess appointment）がある。法案が両院を通過し大統領に送付された後、大統領が署名をしなくても10日以内に当該法案を発議した院に返付されないときは法律として成立するが、閉会（休会）となった場合には返付できず、廃案となる（憲法第1条第7節第2項）。これを握りつぶし拒否権というが、議会は対抗手段を有しない。握りつぶし拒否権を行使することができるのとされる閉会（休会）の種類については争いがある<sup>24</sup>。閉会中任命とは、上院の閉会（休会）中に公務員に欠員が生じた場合に、大統領が欠員を補充することができる権限をいう（憲法第2条第2節第3項）<sup>25</sup>。

<sup>20</sup> Johnson et al., *op.cit.*(11), p.11. なお、事実上3日を超える休会とする場合に、休会のための両院一致決議を避けるため、3日以内に議題なしや定型的な議事のみを形式的な会議（pro forma session）を開くことがある。Richard S. Beth and Valerie Heitshusen, “Sessions, Adjournments, and Recesses of Congress,” *CRS Report*, R42977, July 19, 2016, pp.13-14. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R42977/12>>

<sup>21</sup> Beth and Heitshusen, *ibid.*, p.16. 休会とせず、前掲注(20)の形式的な会議を開くこともある（*idem*）。

<sup>22</sup> Asher C. Hinds, *Hinds' Precedents of the House of Representatives of the United States*, Vol.5, Washington, D.C.: G.P.O., 1907, §6727.

<sup>23</sup> Beth and Heitshusen, *op.cit.*(20), p.15; Martin B. Gold, *Senate Procedure and Practice*, 4th ed., Lanham: Rowman & Littlefield, 2018, p.170.

<sup>24</sup> ①会期中の両院一致決議による休会、②同一議会期の会期間の閉会、③同一議会期の最後の会期の閉会のいずれの場合にも“adjournment”の語が用いられており、憲法第1条第7節第2項中の“adjournment”の意義については明確になっていない。現在の運用では、①及び②については、握りつぶし拒否権は認められていない（①及び②について、握りつぶし拒否権の行使は認めないと連邦控訴裁判所の判決がある（Kennedy v. Sampson, 511 F.2d 430 (D.C. Cir. 1974); Barnes v. Kline, 759 F.2d 21 (D.C. Cir. 1984)））。③については争いがある。もっとも、大統領が署名せず10日経過するときに、閉会の両院一致決議に基づき議会が再招集された場合には、当該法律案は成立することになる。そのため、大統領は、閉会中であっても、拒否権を行使し、異議を付記して先に審議した議院に返付することがある（protective return veto）。Beth and Heitshusen, *ibid.*, pp.15-16.

<sup>25</sup> 憲法第2条第2節第3項中の“adjournment”の意義について、大統領は、会期中の休会期間と会期間の閉会期間（同一議会期の最後の会期の閉会期間も含む。）のいずれでも閉会中任命が可能だが、その期間は原則として10日以

## II イギリス

### 1 議会期

イギリス議会は、直接選挙により選出される下院、終身貴族と一代貴族から成る上院、さらに厳密には国王の3者から構成される<sup>26</sup>。議会期（Parliament）は下院の新議会の召集の日から解散の日までとされる<sup>27</sup>。新議会の召集は国王の大権であるが、大権は形式上は枢密院（Privy Council）の助言、実質上は首相の助言に基づき行使されている<sup>28</sup>。議会期の期間は、2011年議会期固定法（Fixed-term Parliaments Act 2011）<sup>29</sup>により、総選挙が5年ごとの5月の第1木曜日に固定（同法第1条）<sup>30</sup>されることで5年と定められている。ただし、①下院が政府不信任動議を可決した場合において、その後14日以内に何らかの政府信任動議を可決しないとき、又は②下院が定数の3分の2以上の多数で早期総選挙の動議を可決したときに行われる早期総選挙の場合は異なる（同法第2条）<sup>31</sup>。任期満了による総選挙であっても、早期総選挙の場合であっても、首相の助言に基づいて国王が指定する選挙期日の25平日前に議会が解散され、大法官（Lord Chancellor）等が選挙令状を発行し、国王が新議会の召集日を決定する（同法第3条）。議会期には1801年の連合王国成立以後連番が付され、現在は2019年12月に開始した第58議会期である。

### 2 会期

議会期は複数の会期（session）に区分される。各会期は、開会式により開始し、閉会（prorogation）又は解散により終了する。開会式では、今後の立法計画の概要を述べる国王の演説が行われる<sup>32</sup>。2011年議会期固定法の制定後は、早期総選挙があった場合を除き、毎年5月頃に議会が召集されるようになった<sup>33</sup>。会期の長さは決まっていないが、開会式の日から翌年の同じ頃までのおおむね1年程度継続する例が多い<sup>34</sup>。

上の場合であるとの連邦最高裁判所の判決がある。Henry B. Hogue, “Recess Appointments Made by President Barack Obama,” *CRS Report*, R42329, September 7, 2017, pp.4-5. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R42329>>; *National Labor Relations Board v. Noel Canning et al.*, 134 S. Ct. 2550, (2014).

<sup>26</sup> Sir David Natzler KCB and Mark Hutton, eds., *Erskine May's treatise on the law, privileges, proceedings and usage of Parliament*, 25th ed., London: LexisNexis, 2019, pp.3-12.

<sup>27</sup> *ibid.*, p.163.

<sup>28</sup> *ibid.* なお、国王大権は、憲法慣習により、議会の信任を得た大臣の助言によって行使されることとなっている（*idem*, p.5.）。

<sup>29</sup> 同法の制定の背景には、首相が自党に有利な時期に解散権を行使することにより、野党が一時的に不利な立場に置かれることが問題視されたことが挙げられている。同法制定の経緯及び内容の詳細については、河島太朗「イギリスの2011年議会任期固定法」『外国の立法』No.254, 2012.12, pp.4-34. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_4023707\\_po\\_025402.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4023707_po_025402.pdf?contentNo=1)>を参照。

<sup>30</sup> ただし、首相は、命令で、選挙期日をその後2か月の範囲内で変更することができる。

<sup>31</sup> 2017年4月19日に下院が522対12の3分の2以上の多数で早期総選挙の動議を可決し、早期総選挙が実施された。このほか、2011年議会期固定法によらず、2019年12月12日に選挙を実施することとする2019年早期議会選挙法（Early Parliamentary General Election Act 2019）により早期総選挙が実施された。なお、当該選挙期日は、同法により2011年議会期固定法の早期総選挙の期日として取り扱うこととされた。

<sup>32</sup> Natzler and Hutton, eds., *op.cit.*(26), p.164.

<sup>33</sup> 2017年6月8日の早期総選挙後は6月13日に、2019年12月12日の早期総選挙後は12月17日に開会した。2011年議会期固定法の制定前は、毎年10月又は11月に召集される傾向にあった（*ibid.*）。17世紀には、議会の召集は不定期であったが、1694年議会集会法（Meeting of Parliament Act 1694）により、3年に1度以上開かれることとされた。その後、予算法案や常備軍に対する議会の承認のため、毎年召集する慣習となった（Robert Blackburn, *The Meeting of Parliament*, Aldershot: Dartmouth, 1990, pp.2-6.）。

<sup>34</sup> あらかじめ政府が会期の期間を公表することもあるが、これに拘束されることはない。保守党と自由民主党の連立政権による2010-12年会期（2010年5月18日～2012年5月1日）、EU離脱手続を審議するための2017-19年会期

閉会に当たっては、国王が閉会の宣言を行う。閉会は国王の大権であり、形式上は枢密院の助言、実質上は首相の助言に基づき行使されている<sup>35</sup>。閉会の期間は、閉会の際に指定された次に集会する日までであるが、国王は、詔書により、当該集会の日を変更できる<sup>36</sup>。また、議会在5日以上閉会又は休会しているときに国王が予備役を召集することを決定した場合（1996年予備軍法（Reserve Forces Act 1996）第68条第10項）又は緊急事態が発生し国王又は大臣により緊急事態規則が定められた場合（2004年民間緊急事態法（Civil Contingencies Act 2004）第28条）<sup>37</sup>、国王は、詔書により5日以内に議会を集会させる<sup>38</sup>。

1960年以降、閉会の期間は3週間を超えたことがなく、多くは1週間程度であり<sup>39</sup>、実態は通年会期に近い。1議会期中の会期には連番が付され、現在は第58議会期第1会期であるが、西暦年号を付した2019-21年会期と呼ばれることの方が多い。

### 3 休会

会期中、各議院は独自に活動を休止することができる<sup>40</sup>。下院では、休会（recess）の決定は、与党院内総務が提出する休会日と再開日を定める動議を3時間以内の審議で可決することにより行う<sup>41</sup>。通常は、1会期中、①聖霊降臨祭（5月下旬又は6月初旬の1週間）、②夏季休暇（7月下旬～9月上旬）、③秋季の党大会時（9月中旬～10月上旬）、④秋季休暇（11月中旬の週末にかけての3日程度）、⑤クリスマス（12月下旬～1月上旬の2、3週間）、⑥学期間休暇（2月中旬の1週間）<sup>42</sup>、及び⑦復活祭（3月下旬～4月中旬の2週間）の7回の休会がある<sup>43</sup>。また、従来は休会の数週間前まで休会日が不明であったが、2002-03年会期から1年間の開会日程を発表することになり、現在、下院では12月に翌年の定期的な休会を決めるための動議を可決して

（2017年6月13日～2019年10月8日）の2年前後の長い会期の例もある。一方、2019年会期（2019年10月14日～同年11月5日）の非常に短い会期の例もある。なお、2019年12月19日に開始した現在の会期（2019-21会期）は、1年よりも長く続くだろうとの見通しが政府から示されており、議会の公式記録においては、少なくとも2021年早期まで継続するだろうとの想定が反映されている。“Lifecycle of a Parliament, How long is a parliamentary session?” Hansard Society website <<https://www.hansardsociety.org.uk/publications/guides/lifecycle-of-a-parliament>>

<sup>35</sup> ボリス・ジョンソン（Boris Johnson）首相の助言に基づく2019年9月9日から同年10月14日までの議会の閉会について、同年9月24日、最高裁判所は、裁判所は国王大権の存在と限界について判断することができ、本件は国王による閉会についての助言を行う権限の限界に関することであって裁判所が判断することは可能とし（paras.36, 52）、閉会についての助言が、正当な理由なく、立法及び行政監視という憲法上の役割を果たすための議会の権能を阻害する効果を有している場合には違法となるとの基準を示し（para.50）、本件閉会についての助言は違法（paras.56, 61）であり、閉会は無効（para.69）と判示した。R (on the application of Miller) (Appellant) v The Prime Minister (Respondent) Cherry and others (Respondents) v Advocate General for Scotland (Appellant) (Scotland), (2019) UKSC 41.

<sup>36</sup> 当該詔書発布の日から14日以後の日に繰り延べ（1867年議会閉会法（Prorogation Act 1867））、又は繰り上げる（1797年議会開会法（Meeting of Parliament Act 1797）、1870年議会開会法（Meeting of Parliament Act 1870）及び1943年議会（選挙及び集会）法（Parliament (Elections and Meeting) Act 1943））ことができる。Natzler and Hutton, eds., *op.cit.*(26), pp.167-168; Graeme Cowie, “Prorogation of Parliament,” *House of Commons Library Briefing Paper*, No.8589, 11 June 2019, p.8. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8589/CBP-8589.pdf>>

<sup>37</sup> 2004年民間緊急事態法の詳細については、岡久慶「緊急事態に備えた国家権限の強化—英国2004年民間緊急事態法—」『外国の立法』No.223, 2005.2, pp.1-37. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000423\\_po\\_022301.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000423_po_022301.pdf?contentNo=1)>を参照。

<sup>38</sup> このほか、国王が崩御又は王位継承者が薨御（こうぎょ）した場合は、閉会中でも直ちに議会を集会しなければならない（1707年王位継承法（Succession to the Crown Act 1707））。Natzler and Hutton, eds., *op.cit.*(26), pp.167-168; Cowie, *op.cit.*(36)

<sup>39</sup> Cowie, *ibid.*, pp.7-8.

<sup>40</sup> Natzler and Hutton, eds., *op.cit.*(26), p.165.

<sup>41</sup> House of Commons Information Office, “Sittings of the House,” *Factsheet P4 Procedure Series*, Revised June 2010, p.8. <<https://www.parliament.uk/documents/commons-information-office/p04.pdf>>

<sup>42</sup> 学期間休暇に合わせて議員が地元で過ごせるように、1999年に導入された。 *ibid.*

<sup>43</sup> “Recesses,” *MPs’ Guide to Procedure*. UK Parliament website <<https://beta.parliament.uk/articles/6L8Y5Dq2>>

いる<sup>44</sup>。

両院の議長は、それぞれ、大臣からの申出に基づき公益上必要と認められる場合には、休会中の開会を行う権限が与えられている（下院規則（公的議事）第13条、上院規則（公的議事）第17条）<sup>45</sup>。

なお、政府の政策及び活動に関する調査等を行う下院特別委員会は、休会中も審査を行う権限を有する（下院規則（公的議事）第137条）が、閉会中に審査を行うことはできない<sup>46</sup>。

#### 4 議案の継続

会期末において議決されなかった議案は原則として閉会と同時に廃案となる。ただし、委任立法<sup>47</sup>及び下院における弾劾手続は会期を超えて継続する<sup>48</sup>。また、私法案（特定の個人又は団体にのみ権利又は利益を付与する法案。個別法案ともいう。）及び混合法案（私法案と公法案（私法案以外の一般的適用性のある法案、一般法案ともいう。）の性質を併せ持つ法案）は、会期末の審議中断動議（suspension motion）又は次会期の復活動議（revival motion）により会期又は議会会期を超えて継続することができる（下院規則（私的議事）第188A条及び第188B条、上院規則（私的議事）第150A条及び第150B条）<sup>49</sup>。公法案についても、政府提出であって特に継続を要するものは、会期を超えて継続することができる。

かつては、公法案は審議未了の場合は閉会により全て廃案とされており<sup>50</sup>、我が国と同様、会期末には争点となる法案の成否をめぐって与野党の駆け引きが行われていた<sup>51</sup>。また、会期の始めでは、下院において、各大臣が担当する法案をいち早く審議するよう求めるため多数の法案が付託され、会期後半は、上院において、下院で審議された多数の法案が送られて過密状態となること、会期末の数日間は、両院とも他院の行った多数の修正に対し最低限の期限内に判断を求められることなどの問題も指摘されていた<sup>52</sup>。1998年、下院現代化特別委員会（Modernisation Committee）により、公法案の継続審議手続を試行を経て導入することが提言された<sup>53</sup>。

<sup>44</sup> Nicolas Besly and Tom Goldsmith, *How Parliament Works*, 8th edition, London: Routledge, 2019, p.137.

<sup>45</sup> また、議会在14日以上休会している場合に、必要が生じたときは、国王は議会に対して開会の詔書発布から6日以内に開会するよう命じることができる（1799年議会集合法（Meeting of Parliament Act 1799））。Natzler and Hutton, eds., *op.cit.*(26), p.168. 1948年に下院規則に規定されて以降、下院においては現在までに休会中に議会在29回開会された。最近では、ジョー・コックス（Jo Cox）下院議員の死去に伴い、2016年7月20日に開会されている。上院では、2005年憲法改革法（Constitutional Reform Act 2005）が制定されるまでは、大法官が議長を兼ねており、大臣からの申出なしで休会中の開会を決定していた。なお、下院が休会中に開会するときは、上院も開会するのが実態とされている。Richard Kelly, “Recall of Parliament,” *House of Commons Library Briefing Paper*, No.1186, 13 January 2020, pp.4-7, 14-15. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN01186/SN01186.pdf>>

<sup>46</sup> Natzler and Hutton, eds., *ibid.*, p.966.

<sup>47</sup> イギリスの委任立法は、制定前後に議会の手続を要するものがある。濱野雄太「イギリスの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1056号, 2019.5.28, p.13. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11286064\\_po\\_1056.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11286064_po_1056.pdf?contentNo=1)>

<sup>48</sup> Natzler and Hutton, eds., *op.cit.*(26), p.165; Cowie, *op.cit.*(36), p.11; Lord Mackay of Clashfern (editor-in-chief), *Halsbury's Laws of England*, 5th ed., Vol.78, London: LexisNexis, 2018, para.840.

<sup>49</sup> Cowie, *ibid.*, pp.11-12. 審議中断動議及び復活動議は、下院において常に可決されるものではなく、議長は、下院提出法律案で会期末までに第二読会に至っていないものに審議中断動議を適用することを望まないとされる。Natzler and Hutton, eds., *ibid.*, pp.1162-1163.

<sup>50</sup> Lord Mackay of Clashfern (editor-in-chief), *op.cit.*(48)

<sup>51</sup> Select Committee on Modernisation of the House of Commons, *First Report: The Legislative Process*, HC190 (1997-1998), 29 July 1997, para.69. <<https://publications.parliament.uk/pa/cm199798/cmselect/cmmodern/190i/md0102.htm>>

<sup>52</sup> *ibid.*, paras.11-12.

<sup>53</sup> 法律案の継続審議については、1850年頃には既に議論がされていたようである（Natzler and Hutton, eds., *op.cit.*(26), p.756.）。下院現代化特別委員会の提言に基づき、下院では、1999年に特別の動議により1法案の継続審議手続が

2004年10月、正式に継続審議手続が導入され、下院規則において、法案を提出した大臣はその審議手続が会期末までに終わらない場合には次の会期に当該法案の審議を再開することとする継続動議（carry-over motion）を提出することができ、当該動議の可決により継続審議が決まった法案は、原則として第一読会の日から1年の経過により廃案になることが規定された（下院規則（公的議事）第80A条）。上院においては、手続委員会の勧告<sup>54</sup>に基づき2002年7月から継続審議が導入されることとなり、上院先議の政府提出法案に限り、特別の動議によって継続審議に付するが、次の会期で成立しなかった場合には廃案となる<sup>55</sup>。なお、両院とも議会期を超えて継続することはできない<sup>56</sup>。

### III ドイツ

#### 1 議会期

ドイツの立法機関には、国民から直接選挙される連邦議会と16の各州政府が任免する州首相その他の州政府構成員で組織される連邦参議院がある。両者は、各々独立した連邦機関であり、1つの議会を構成する院ではないが、国際比較の観点<sup>57</sup>からは二院制と分類されることが多く、連邦議会は下院、連邦参議院は上院と扱われていることから、以下の記述もこれに従う。

下院において議会期に相当するのは、総選挙後の最初の集会日から次の総選挙後の下院の最初の集会日までの期間である選挙期（Wahlperiode）<sup>58</sup>である（基本法（憲法に相当）第39条第1項）。下院は4年の任期について選挙するものとされ、新たな選挙は、解散<sup>59</sup>がなければ、選挙期の開始から46か月後に当たる月から48か月後に当たる月<sup>60</sup>の間に行われる。選挙期は、新たな下院の集会をもって終了する。新たな下院は遅くとも総選挙後30日目までに集会するものとされているので（同条第2項）、選挙期は最長で49か月ということになる。ただし、防衛事

---

行われた。2002年には臨時規則を定め、これに基づいて2002-03会期には2法案、2003-04会期には3件の法案の継続審議が行われた。Richard Kelly, "Carry-over of public bills," *House of Commons Library Briefing Paper*, No.03236, 9 October 2019, pp.12-13. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN03236/SN03236.pdf>>

<sup>54</sup> Procedure Committee, *Fifth Report*, HL148 (2001-2002), 15 July 2002. <<https://publications.parliament.uk/pa/ld200102/ldselect/ldprohse/148/14801.htm>>

<sup>55</sup> House of Lords, *Companion to the Standing Orders and Guide to the Proceedings of the House of Lords*, London: H.M.S.O., 2017, pp.103-104; Natzler and Hutton, eds., *op.cit.*(26), pp.758-759. これまで継続審議となった法案（歳入決議に基づく法案を除く。）の数は、下院で1会期当たり1~4件、上院で1会期当たり0~2件である。継続審議の動議については、全会一致で可決された例もあるが、政党及び選挙法案（Political Parties and Elections Bill 2007-08）の場合のように賛否が大きく分かれた（賛成285票、反対216票）ものもある。2011年議会期固定法の制定後は議会が5月の召集となったことに伴い、2011年12月、歳入決議に基づく法律案（財政法案（Finance Bill））についても継続審議の対象とすることができることとされた（下院規則（公的議事）第80B条）。これまで、下院で歳入決議に基づく法律案で継続審議となった法律案の数は4件である。Kelly, *op.cit.*(53), pp.9-18.

<sup>56</sup> Office of Parliamentary Counsel, *Carrying over bills*, 31 August 2018, para.1.4. Gov.UK website <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/737454/OP\\_Carrying\\_over\\_Bills\\_August\\_2018.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/737454/OP_Carrying_over_Bills_August_2018.pdf)>

<sup>57</sup> 例えば、世界各国議会の協力機関である列国議会同盟（Inter-Parliamentary Union: IPU）など。

<sup>58</sup> 被選期間とも訳される。類似の概念として立法期（Legislaturperiode）があるが、基本法上の概念ではなく、議会の立法以外の機能を考慮していない点で選挙期よりも狭い（Horst Dreier et al., *Grundgesetz: Kommentar*, Band II, 3. Auflage, Tübingen: Mohr Siebeck, 2015, S.1139.）。

<sup>59</sup> 下院の解散は、自己の信任を表明すべきことを求める首相の動議が否決されたとき（基本法第68条）、及び首相が選出されないとき（基本法第63条）に限定されている。これまで解散が行われたのは、1972年9月、1983年1月、2005年7月の3回のみである。

<sup>60</sup> 1998年の基本法改正前は、45か月後に当たる月から47か月後に当たる月の間とされていたが、なるべく多くの有権者の投票を図るべく投票日が夏休みに入らないようにするため、現行の規定に改められた（Dreier et al., *op.cit.*(58), S.1137.）。

態<sup>61</sup>中に選挙期が終了する場合には、防衛事態の終了後 6 か月まで選挙期が延長される（基本法第 115h 条第 1 項）。選挙期には、1949 年のドイツ連邦共和国成立以後連番が付され、現在は 2017 年から開始した第 19 選挙期である。

選挙後 1 年目においては下院の立法活動が鈍く、選挙前の 1 年は選挙を意識した活動に比重が置かれるため、選挙期 4 年間のうち 2 年目以降の 2 年から 2 年半程度の間生産的な立法活動が行われること、また、欧州主要国、欧州議会及びブレーメン州<sup>62</sup>を除く 15 州議会の議員の任期が 5 年であることから、この選挙期を 5 年に延長することがしばしば提案されている<sup>63</sup>。

上院は、各州の政権交代等により随時構成員が変化するため、選挙期の制度は存在しない。

## 2 会期

下院においては、会期制度は採られていない<sup>64</sup>。会議の終了及び再開については下院が定める。実際には、毎年夏季休暇の前に、長老評議会（Ältestenrat）<sup>65</sup>で、翌年の会議を開く週について合意され、通常、年に 22 週から 24 週程度開かれることになる<sup>66</sup>。ただし、議長は、合意された日程とは別に下院を招集することができ、総議員の 3 分の 1、大統領又は首相が要求する場合には、下院を招集する義務を負う（基本法第 39 条第 3 項）。この議長が招集する会議を特別会議（Sondersitzung）という<sup>67</sup>。

上院においては、毎年 11 月 1 日から翌年の 10 月 31 日までの期間が職務年（Geschäftsjahr）として定められている（上院議事規則第 3 条）。しかし、この職務年は、議長等の任期等に関するもので、立法等に影響を及ぼさない<sup>68</sup>。上院は、議長が招集する。実際には、常任理事会（Ständiger Beirat）<sup>69</sup>で年間の会議日程が合意され、年に 11 日程度本会議が開かれている<sup>70</sup>。委員会は、本会議の開会日の 2 週間前の週に開かれる<sup>71</sup>。また、議長は 1 つの州又は連邦政府が要

<sup>61</sup> 防衛事態とは、連邦領域が武力によって攻撃され、又はこのような攻撃が直前に差し迫っていることをいう。防衛事態の確定は、連邦政府の申立てに基づいて、上院の同意を得て、下院が行う（基本法第 115a 条第 1 項）。

<sup>62</sup> ブレーメン州では、2017 年 9 月 24 日、州議会議員の任期を 4 年から 5 年に延長することを問う住民投票が行われ、否決された。“Verlängerung der Wahlperiode in Bremen abgelehnt,” 2017.9.25. buten un binnen website <<https://www.butenunbinnen.de/nachrichten/politik/volksentscheid-bremen-wahlperiode-100.html>>

<sup>63</sup> 山口（藤田）和人「ドイツの議会改革」『レファレンス』591 号, 2000.4, pp.54-55; 山口和人「海外法律情報 ドイツ連邦議会の任期延長の動き」『ジュリスト』1308 号, 2006.3.15, p.173. 2017 年下院議員総選挙の際も議論となったが、現在のヴォルフガング・ショイブレ（Wolfgang Schäuble）議長は選挙期の延長に否定的である（“Vier Jahre genügen,” *Das Parlament*, Nr.44-45, 30.10.2017. <[http://epaper.das-parlament.de/2017/44\\_45/index.html](http://epaper.das-parlament.de/2017/44_45/index.html)>）。

<sup>64</sup> なお、ワイマール共和国時代では、共和国議会の選挙期は会期（Tagungsperiode）に区分されていた（Hans-Peter Schneider und Wolfgang Zeh, *Parlamentsrecht und Parlamentspraxis in der Bundesrepublik Deutschland*, Berlin: Walter de Gruyter, 1989, S.471.）。しかし、ワイマール憲法では、閉会及び再集会の日程を議会自らが決定できることを定めてはいるものの（同法第 24 条第 2 項）、閉会を義務付ける規定はなく、ワイマール憲法下では 1920 年の第 1 回集会以来、閉会が法的には 1 度も行われなかった。したがって、ワイマール憲法下で既に実質的には会期制度はなく、議会は常設議会化していたと言える（鈴木重武ほか「主要国の会期」『レファレンス』129 号, 1961.10, pp.16-18.）。

<sup>65</sup> 長老評議会は、議長、副議長及び各会派の 23 人の議員から構成され、議事日程の調整、院内管理などを所管する。

<sup>66</sup> Susanne Strasser und Frank Sobolewski, *So arbeitet der Deutsche Bundestag*, NDV, 2019, S.32. <<https://www.btg-bestellservice.de/pdf/10041000.pdf>>

<sup>67</sup> “7.4 Sondersitzungen,” *Das Datenhandbuch des Bundestages*. Deutscher Bundestag website <[https://www.bundestag.de/resource/blob/196276/592a9a188c8dd48cc8d1a8c01cd59c34/Kapitel\\_07\\_04\\_Sondersitzungen-data.pdf](https://www.bundestag.de/resource/blob/196276/592a9a188c8dd48cc8d1a8c01cd59c34/Kapitel_07_04_Sondersitzungen-data.pdf)> 夏季休暇の期間やクリスマス休暇の期間などの休会における例がある。

<sup>68</sup> Konrad Reuter, *Praxishandbuch Bundesrat: Verfassungsrechtliche Grundlagen: Kommentar zur Geschäftsordnung: Praxis des Bundesrates*, 2 neu bearbeitete Auflage, Heidelberg: C. F. Müller Verlag, 2007, S.298-299.

<sup>69</sup> 常任理事会は、各州の全権代表により構成され、本会議の準備、院内管理等について議長及び議長会（Präsidium. 議長及び副議長で構成され、議院予算の作成その他運営管理を所管する。）を補佐する。

<sup>70</sup> “Termine der Plenarsitzungen.” Bundesrat website <<https://www.bundesrat.de/DE/termine/plenum/plenum-node.html>>

<sup>71</sup> Reuter, *op.cit.* (68), S.376.

求する場合には、遅滞なく上院を招集しなければならない（基本法第 52 条第 2 項、上院議事規則第 15 条第 1 項）<sup>72</sup>。この議長が招集する会議を特別会議という。

### 3 休会

下院では、通常、2 週間会議を開くごとに会議を開かない週を 1 週又は 2 週挟むのに加えて、夏季休暇の期間や様々な祝祭日の期間も会議を行わない<sup>73</sup>。

上院では、通常、3 週間から 4 週間ごとに 1 回会議を行う<sup>74</sup>。

### 4 議案の継続

下院においては、前述のとおり会期制度が採られていないので、会期不継続の原則も存在しないが、選挙期の間での議案の不継続（Diskontinuität）<sup>75</sup>原則がある。選挙期の終了時に、請願及び議決を要しない議案を除く全ての議案は廃案となる（下院議事規則第 125 条）。

上院は常設機関であるため、不継続原則は適用されないが、下院が不継続原則を採用していることにより間接的影響を受ける<sup>76</sup>。①下院に提出された法案で下院の審議中に選挙期末を迎えたもの、②政府提出法案で、上院の態度表明を受け、これに対する政府の見解を伴って下院に提出されずに選挙期末を迎えたもの、及び③上院提出法案で政府の見解を伴って下院に提出されずに選挙期末を迎えたものについては、廃案となり、④下院で可決され、上院に送付された法案で審議中に選挙期末を迎えたものについては、上院が同意の拒否、両院協議会の招集要求又は異議申立てを行う場合には廃案となり、これらを行わない場合にはそのまま成立する。

## IV フランス

### 1 議会期

フランス議会は、任期 5 年の下院と 3 年ごとに半数が改選される任期 6 年<sup>77</sup>の上院から構成される。議会期に相当するのは、下院議員の任期である立法期（législature）である。下院議員の

<sup>72</sup> 基本法第 52 条第 2 項には少なくとも 2 つの州の代表者又は連邦政府の要求がある場合の議長の招集義務が規定されているが、上院議事規則第 15 条第 1 項には、少数派の権利保障を強化する趣旨で、1 つの州又は連邦政府の要求がある場合には議長は上院を招集しなければならないと規定されている（*ibid.*, S.380-381.）。

<sup>73</sup> Strasser und Sobolewski, *op.cit.*(66)

<sup>74</sup> “Die Plenarsitzungen.” Bundesrat website <<https://www.bundesrat.de/DE/bundesrat/br-plenum/br-plenum-node.html>>

<sup>75</sup> ドイツにおいては、不継続原則は、人事上（personell）、組織上（institutionell）及び案件上（sachlich）に分けて考えられているが、本稿では案件上の不継続原則のみを扱う。Dreier et al., *op.cit.*(58), S.1143-1145. なお、ドイツにおける不継続原則の沿革については、以下を参照。鈴木ほか 前掲注(64), p.16; 村上英明「会期不継続の原則」『九大法学』40 号, 1980, pp.73-115; 布田勉「会期不継続の原則—プロイセンにおけるその沿革—」菅野喜八郎・藤田宙靖編『憲法と行政法』良書普及会, 1987, pp.463-518; Jürgen Jekewitz, “Der Grundsatz der Diskontinuität in der parlamentarischen Demokratie: Zugleich eine Untersuchung auf rechtshistorischer und rechtsvergleichender Grundlage,” Gerhard Leibholz, Hrg., *Jahrbuch des Öffentlichen Rechts der Gegenwart*, Neue Folge/Band 27, Tübingen: J. C. B. Mohr, 1978, S.74-166.

<sup>76</sup> Reuter, *op.cit.*(68), S.117-126.

<sup>77</sup> 選挙法典 LO 第 275 条、LO 第 276 条。上院議員の任期は、選挙後の最初の常会の開会から開始され、同時に前議員の任期が終了する（同法典 LO 第 277 条）。改選は、任期満了前 60 日以内の期間に行われる（同法典 LO 第 278 条）。2003 年 7 月 30 日の組織法律第 2003-696 号（Loi organique n° 2003-696 du 30 juillet 2003 portant réforme de la durée du mandat et de l’âge d’éligibilité des sénateurs ainsi que de la composition du Sénat）による改正前は、上院議員の任期が 9 年で、3 分の 1 ずつ改選されていた。門彬「フランス上院（元老院）改革 2 法が成立」『外国の立法』No.218, 2003.11, pp.1-14. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000488\\_po\\_021801.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000488_po_021801.pdf?contentNo=1)>

任期は、選挙があった年から5年目に当たる年の6月の第3火曜日<sup>78</sup>に満了し（選挙法典 LO 第121条）、総選挙は、任期満了前60日以内の期間に行われる（同法典 LO 第122条）。大統領は下院を解散することができるが、その場合には、総選挙は解散後20日以上40日以内の期間に行われる（憲法第12条）。立法期には1958年の第5共和制の発足以来連番が付されており、現在は2017年から開始した第15立法期である。

上院には立法期はない。

## 2 会期

現行の第5共和制憲法では、1958年の制定当初、政権の安定を図る目的で、議会の権限を大幅に制約する「合理化された議会制 (parlementarisme rationalisé)」の原則が採られ<sup>79</sup>、会期 (session) の期間等も厳しく制限されている。会期は、本会議を開催することができる期間と解され<sup>80</sup>、両院共通であり、次の種類の会期が存在する。

### (1) 常会

常会 (session ordinaire) は、特別の手續なく、毎年10月の最初の平日に開始し、翌年の6月の最後の平日に終了する（憲法第28条第1項）<sup>81</sup>。立法が過度に増加することを防ぐために、各議院が常会中に本会議を開会できる日数が120日までに制限されている（同条第2項）。ただし、首相は、関係議院の議長との協議を経た後に補充会議 (séance supplémentaire) の開催を決定することができ、各議院もその過半数の議員の要求に基づき、補充会議の開催を決定することができる（同条第3項）<sup>82</sup>。なお、下院において政府不信任動議が提出された場合には、48時間後まで表決を行うことができないので（憲法第49条）、必要に応じ、当然に、常会又

<sup>78</sup> 2001年5月15日の組織法律第2001-419号 (Loi organique n° 2001-419 du 15 mai 2001 modifiant la date d'expiration des pouvoirs de l'Assemblée nationale) により、任期満了が5年目に当たる年の4月の第1火曜日から6月の第3火曜日に改められた。これにより、大統領選挙の直後に下院総選挙が実施されることとなり、5年ごとの下院総選挙において大統領を支持する多数派を形成することが容易になった (徳永貴志「【解題】フランス国民議会の特徴」国立国会図書館調査及び立法考査局『フランス議会下院規則』(調査資料2017-1-b 基本情報シリーズ25) 国立国会図書館, 2018, pp.4-5. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11062326\\_po\\_201701b.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11062326_po_201701b.pdf?contentNo=1)>)。

<sup>79</sup> 「合理化された議会制」については、勝山教子「<研究ノート> フランス第五共和制における“合理化された議院制”の構造とその改革(一)」『同志社法学』40巻6号, 1989.3, pp.116-176; 同上 pp.5-6を参照。

<sup>80</sup> Pierre Avril et Jean Gicquel, *Droit parlementaire*, 5<sup>e</sup> édition, Paris: Montchrestien, 2014, p.137. したがって、閉会中にも委員会その他の議院の内部機関の会議は開くことができる。

<sup>81</sup> 第5共和制発足当初は、常会の第1会期が10月の第1火曜日から12月の第3金曜日まで、第2会期が4月の最終火曜日から3か月を超えない期間の2会期制を採っていたが、1963年12月30日の憲法改正により、第1会期が10月2日から80日間以内、第2会期が4月2日から90日間以内に改められた (*ibid.*, pp.138-139.)。その後、長期の臨時会や深夜に及ぶ本会議開催が常態化するなどの弊害が目立つようになり、①政府活動及び欧州連合の諸機関の活動の監視をより継続的に行えるようにし、②議会の集会のリズムを立法活動の要請に適合するようにするため、1995年8月4日の憲法改正により、常会を10月の最初の平日から翌年の6月の最後の平日までとする現行の仕組みに改められた (“Fiche de synthèse n°25: Le régime des sessions et des séances.” Assemblée nationale website <[http://www2.assemblee-nationale.fr/decouvrir-l-assemblee/role-et-pouvoirs-de-l-assemblee-nationale/l-organisation-des-travaux-de-l-assemblee-nationale/le-regime-des-sessions-et-des-seances#node\\_3354](http://www2.assemblee-nationale.fr/decouvrir-l-assemblee/role-et-pouvoirs-de-l-assemblee-nationale/l-organisation-des-travaux-de-l-assemblee-nationale/le-regime-des-sessions-et-des-seances#node_3354)>)。改革の評価としては、特に行政監視を強化した点でプラスの面が大きいとされている (Gérard Conac et al., eds., *La Constitution de la République française: Analyses et commentaires*, 3<sup>e</sup> édition, Paris: Economica, 2009, pp.822-824.)。この改革について邦文で紹介した文献として、辻本頼昭「フランスの議会改革」『議会政治研究』No.36, 1995.12, pp.34-39; 福岡英明『現代フランス議会制の研究』信山社出版, 2001, pp.13-14がある。

<sup>82</sup> 2009年6月、この規定が初めて適用され、首相の決定により下院の補充会議が開催され、上院も同時に上院議員の要求に基づき補充会議が開催された (Avril et Gicquel, *op.cit.* (80), p.139; “Le régime des sessions et des séances.” Sénat website <<http://www.senat.fr/role/fiche/sessions.html>>)。

は臨時会が延長され、補充会議が開催される（憲法第 51 条）<sup>83</sup>。また、常会中に下院議員の総選挙が行われ、立法期が改まった場合にも、会期は立法期に関わりなく継続する。

## (2) 臨時会

臨時会（*session extraordinaire*）は、首相又は下院議員の過半数の要求に基づき、特定の議事日程について開会される。臨時会が下院議員の要求による場合<sup>84</sup>には、招集理由とされた議事日程の終了後直ちに、かつ、開会から起算して遅くとも 12 日以内に閉会のデクレ<sup>85</sup>が発せられる。首相のみが閉会のデクレ後 1 か月の期間の満了前に新たな臨時会の開会を要求できる（憲法第 29 条）。臨時会の開会及び閉会は大統領のデクレによる（憲法第 30 条）。慣習上、開会の決定は大統領の裁量とされ、大統領は首相又は下院議員の過半数の要求に応じる必要はない<sup>86</sup>。最も長い会期の臨時会は、1984 年 7 月 2 日から 9 月 12 日まで開会された<sup>87</sup>。

## (3) 当然会

その他、憲法上議会が当然に開会する当然会（*session de plein droit*）がある。

下院は、その解散に続く総選挙の後 2 度目の木曜日に当然に開会するが、この開会が常会の期間以外に行われる場合には、この会期は 15 日とする（憲法第 12 条第 3 項）<sup>88</sup>。この場合においては、上院も同時に開会する。なお、総選挙後の最初の会議が常会の最終日から遡って 15 日以内に行われる場合には、15 日の期間を確保するために必要に応じ常会が延長される<sup>89</sup>。

また、大統領が非常事態宣言を行った場合には、議会は当然に開会する（憲法第 16 条第 4 項）。この規定が適用された唯一の例は、1961 年のことである<sup>90</sup>。

さらに、大統領教書の両院への伝達が閉会中に行われる場合には、議会は特別に開会される（憲法第 18 条第 3 項）。現在までこの規定に基づき開会された例はない。

## 3 休会

休会に相当するのは、活動の中断（*suspension des travaux*）である。各議院は、会議を開く週

<sup>83</sup> これまで、1962 年 7 月 23 日と 1979 年 12 月 22 日の 2 回、下院における不信任動議提出に伴い常会が延長された（Avril et Gicquel, *ibid.*）。

<sup>84</sup> 下院議員の要求により開会された例は 1979 年 3 月 14 日から 16 日までの 1 回である（“Fiche de synthèse n°25: Le régime des sessions et des séances,” *op.cit.*(81)）。

<sup>85</sup> デクレとは、大統領又は首相によって署名された一般的効力又は個別的効力を有する執行的決定である。一般的効力を有するものは、我が国の政令に相当する。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、pp.144-145; Raymond Guillien et Jean Vincent 編著、中村紘一ほか監訳『フランス法律用語辞典 第 3 版』三省堂、2012、p.140。

<sup>86</sup> 実際に開会要求を大統領が拒否した例もある。議員の要求については 1960 年 3 月 18 日にシャルル・ド・ゴール（Charles de Gaulle）大統領が拒否し、首相の要求については 1987 年 12 月 16 日にフランソワ・ミッテラン（François Mitterrand）大統領が拒否した（Avril et Gicquel, *op.cit.*(80), pp.141-142.）。

<sup>87</sup> *ibid.*, p.142.

<sup>88</sup> 過去には、1968 年 7 月 11 日から 25 日まで、1981 年 7 月 2 日から 16 日までの 2 例がある。

<sup>89</sup> 1962 年 12 月 6 日から 21 日まで（常会の第 1 会期は 12 月の第 3 金曜日までであり、延長はしていない。）と 1988 年 6 月 23 日から 7 月 8 日まで（常会の第 2 会期は 6 月 30 日までだったが、7 月 8 日まで延長した。）の例がある（Avril et Gicquel, *op.cit.*(80), p.143.）。

<sup>90</sup> *ibid.*, p.144; 南野森「63 非常措置権発動のための必要条件—諮問機関としての憲法院—1961 年 4 月 23 日憲法院意見—」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例』信山社出版、2002、p.402。ド・ゴール大統領がフランス領アルジェリアで起きたフランス現地軍の退役将軍によるクーデタに対処するために適用された。会期は、4 月 25 日から 7 月 22 日まで及び 9 月 12 日から 9 月 13 日までであったが、実際に会議が開かれたのは各議院 2 日ずつであった（“Direction de la séance: Les Cinquante- Neuf Ans du Sénat de la Cinquième République Juin 1959 – Septembre 2018,” p.5. Sénat website <[https://www.senat.fr/fileadmin/Fichiers/Images/seance/tableaux\\_de\\_bord/59\\_ans.pdf](https://www.senat.fr/fileadmin/Fichiers/Images/seance/tableaux_de_bord/59_ans.pdf)>）。

を定めることができ（憲法第28条、下院規則第50条、上院規則第32条の2）、両院とも、事前に議事協議会（*conférence des présidents*）<sup>91</sup>で会議を開く週及び活動の中断について協議し、決定する。おおむね毎年、クリスマスから新年にかけての2、3週間、2月の1週間、3月又は4月の復活祭の期間の2週間は活動を中断する例となっている<sup>92</sup>。これに加えて、大統領選挙等の各種選挙の際にも適宜活動が中断される。

#### 4 議案の継続

下院においては、審議未了の議案は会期を超えて継続するが、立法期の終了とともに全て廃案となる。立法期の終了時点で下院において審議中の法案のうち、各議院で少なくとも1回は審議を行ったものは、上院で最後に可決した案文を、政府提出法案にあっては政府が下院に再提出し、議員立法にあっては上院議長が下院に再送付すれば、審議が再開されることになる<sup>93</sup>。

上院においては、立法期がなく、議案は原則としていつまでも継続する。ただし、上院議員の提出法案又は決議案で審議未了のものは、提出後3回目の常会が開始すると同時に廃案となる（上院規則第28条第2項）<sup>94</sup>。例えば、2019-20年会期中に提出されたこれらの議案で審議未了のものは、2022-23年会期が開始される日に廃案となる。なお、常会の会期中以外に提出された上院議員提出法案又は決議案は、次の常会の最初の日に提出されたものとみなされる（同項）。審議未了の請願は、次の常会の開始時に廃案となり、常会の会期中以外に提出された請願は、次の常会の最初の日に提出されたものとみなされる（上院規則第88条第4項）。

### まとめ

議会の活動期間のあり方として、イギリスは議会の集会の回数や期間を君主や行政府が決定し、ドイツは議会が自律的に決定し、アメリカ及びフランスはその中間である<sup>95</sup>。また、会期の長期化の要請に伴い、フランスは臨時会を活用し、イギリス及びアメリカは会期を通年化している。いずれの国も下院議員の任期を単位とする期間があり、アメリカ、ドイツ及びフランスでは、その間、下院において議案が継続する。イギリスでも会期を超えて議案が継続できる。

<sup>91</sup> 議事協議会は、議長、副議長、常任委員長、欧州問題委員長、会派長に加え、下院では社会問題委員会及び財政・一般経済・予算監視委員会の総括報告者（*rapporteur général*）、上院では予算委員会及び社会問題委員会の総括報告者で構成され、議事日程の協議等を行う。

<sup>92</sup> “Fiche de synthèse n°25: Le régime des sessions et des séances,” *op.cit.*(81)

<sup>93</sup> “Que deviennent les textes en instance à la fin de la législature ?” Assemblée nationale website <[http://www2.assemblee-nationale.fr/qui/elections-legislatives-des-11-et-18-juin-2017/role-et-pouvoirs-de-l-assemblee-nationale#node\\_39212](http://www2.assemblee-nationale.fr/qui/elections-legislatives-des-11-et-18-juin-2017/role-et-pouvoirs-de-l-assemblee-nationale#node_39212)>; 小林公夫「フランスにおける憲法改正過程」『レファレンス』783号, 2016.4, pp.118-119. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9957301\\_po\\_078306.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9957301_po_078306.pdf?contentNo=1)>

<sup>94</sup> “L’application des règles de la caducité des propositions et projets de loi au Sénat.” Sénat website <<http://www.senat.fr/role/caducite.html>>; 小林 同上 この会期不継続の規定の原型は、第4共和制下の1949年、当時の上院であった共和国評議会（*Conseil de la République*）が常設議院（*assemblée permanente*）となり、半数改選制が採られるようになったことに伴って、議案が処理不可能なほどに増えないようにするために導入されたもので（*Documents parlementaires de l’année 1949*, ANNEXE N°202, p.134. *idem* <[http://www.senat.fr/comptes-rendus-seances/4eme/pdf/documents\\_parlementaires/1949/DP19490222\\_19490331\\_0100\\_0198\\_0139\\_0270.pdf](http://www.senat.fr/comptes-rendus-seances/4eme/pdf/documents_parlementaires/1949/DP19490222_19490331_0100_0198_0139_0270.pdf)>）、第5共和制に移行後も上院規則にそのまま組み入れられた。

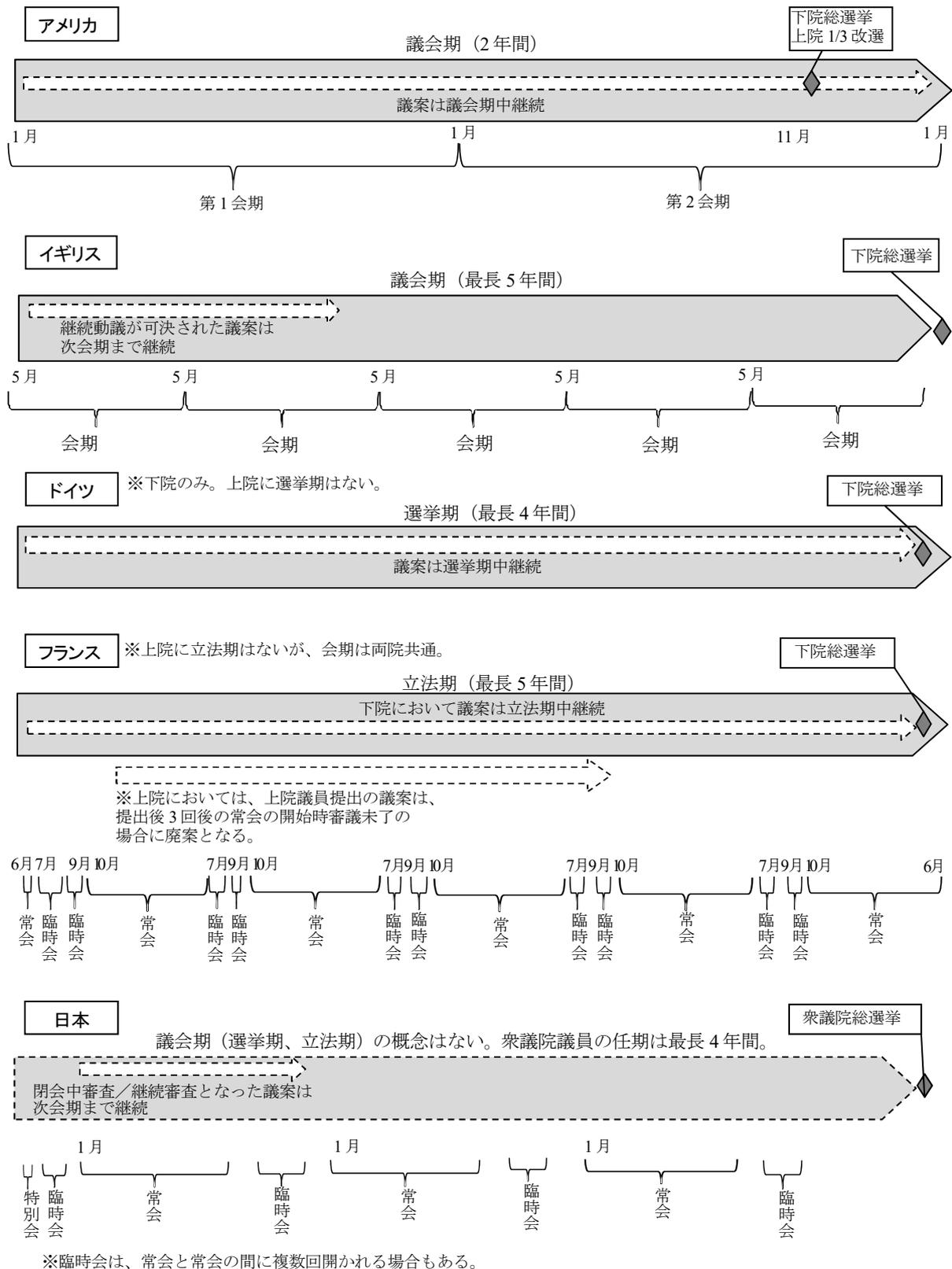
<sup>95</sup> 岡田信弘「会期制研究序説（一）」『北大法学論集』40巻5・6号・上, 1990.8, pp.1717-1726.

別表 欧米主要国議会の会期制度

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本
議会期	下院議員の任期(2年)を1議会期とする。	下院議員の任期(解散がなければ5年)を1議会期とする。	下院議員の任期(解散がなければ4年)を1選挙期とする。 上院は各州政府の代表により構成される常設機関であり、選挙期はない。	下院議員の任期(解散がなければ5年)を1立法期とする。上院には立法期はない。	なし (衆議院議員の任期は解散がなければ4年、参議院議員の任期は6年)
会期 ①種類 ②期間 ③召集 手続	① 各議会期は、西暦奇数年の第1会期と偶数年の第2会期に分かれる。 ② 毎年1月3日に憲法の規定に基づき当然に開会する。 閉会期日は、1946年立法府改革法により7月31日以前とされているが、実際には両院一致決議により、通常、11月又は12月に閉会する。 ③ 召集行為を要しない。 閉会中、必要があるときは、大統領は臨時会を召集することができる。 1948年を最後に、臨時会が召集された例はない。	① 複数の会期に区分されるが、常会、臨時会の区別はない。 ② 2011年議会期固定法の成立を機に、毎年5月頃に議会が召集されることとなった(かつては、総選挙の年を除き、毎年10月下旬から11月下旬までに議会が召集されていた。会期はおおむね1年程度継続する例が多い。) 閉会の期間は1週間程度しかない例が多く、実態は通年会期に近い。 会期中、夏季休会のほか、クリスマス、復活祭、聖霊降臨祭等の前後も休会となる例である。 ③ 召集及び閉会は国王の大権事項だが、実際には首相の助言に基づいて行使され、期日の決定に当たっては与野党間で話し合いが行われる。	① 下院では、会期制度を採らない。 上院では、議長等の任期等に関する職務年がある。 ② 下院では、会議を開く週は年間22~24週程度であり、夏季休暇等は休みとなる。上院では、職務年は、11月1日から翌年の10月31日まで。会議は年間に11日程度しか開催されない。 ③ 両院ともにあらかじめ合意された日程に従って会議を開く場合には特別の召集行為を必要としないが、下院では下院議員の3分の1以上、大統領又は首相の要求に基づき、上院では1つの州又は連邦政府の要求に基づき、会議が召集されることがある。	① 会期には、常会、臨時会、当然会がある。 ② 常会は10月の最初の平日に始まり、翌年6月の最後の平日に終了する。各議院は常会中に120日を超えて会議を開いてはならない。 議員要求の臨時会は最長12日間である。 ③ 常会・当然会の開会には大統領の召集行為を必要とせず、当然に開会する。 首相は、関係議院の議長への諮問を経た後に、又は各議院の過半数の議員は、補充会議の開催を決定することができる。 臨時会は、首相又は下院議員の過半数の要求に基づき、大統領により召集される。 大統領が非常事態を宣言した場合等において、議会は、当然に集会する。	① 会期には常会、臨時会及び特別会がある。 ② 常会は毎年1月中旬に召集される(会期は150日間)。 会期の延長は、両院一致の議決により、常会は1回まで、臨時会及び特別会は2回まで行うことができる(衆議院の優越あり)。 ③ 召集はいずれも内閣の助言と承認に基づき天皇が行う。 臨時会は、内閣が召集を決定する。いずれかの議院の議員の4分の1以上の要求のあったときは内閣は臨時会の召集を決定しなければならない。 特別会は、衆議院解散後の総選挙後に召集される。
会期 不継続 の原則	なし 議案は議会期中継続する。	あり 会期末において審議未了の法案は原則として閉会と同時に廃案となる。ただし、私法案及び混合法案は、議院の議決により会期を超えて継続することが可能である。また、政府提出の公法案は、提出先の議院の議決により1回に限り継続することができる(他院からの送付案は不可)が、議会期を超えて継続することはできない。	なし 下院では、議案は選挙期中、継続する。 上院では、職務年の終了は議案の継続には影響を及ぼさない。	なし 下院では、議案は立法期中、継続する。 立法期の終了時点で下院において審議中の法案のうち、各議院で少なくとも1回は審議を行ったものは、上院で最後に可決した案文を、政府提出法案にあっては政府が下院に再提出し、議員立法にあっては上院議長が下院に再送付すれば、審議が再開される。 上院には立法期がないので、議案は原則としていつまでも継続する。ただし、提出後3回目の常会の開始時に成立していない上院議員提出法案は、廃案となる。	あり ただし、委員会及び調査会は、議院の議決により特に付託された案件を閉会中も審査することができるが、この閉会中に審査した案件は次会期に継続する(閉会中審査/継続審査)。なお、衆議院総選挙が行われるときは両院において、参議院通常選挙が行われるときは参議院において閉会中の審査を行わない。

(出典) 各国の憲法等を基に筆者作成。

別図 欧米主要国議会の議会期・会期（イメージ）



（出典）各種資料を基に筆者作成。